

令和8年第2回広尾町議会定例会 第1号

令和8年6月17日（水曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 会期の決定について
- 4 行政報告
- 5 報告第 4号 令和7年度広尾町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 6 報告第 5号 株式会社広尾産業流通振興公社の経営状況について
- 7 同意第 1号 広尾町農業委員会の委員の任命について
- 8 同意第 2号 広尾町農業委員会の委員の任命について
- 9 同意第 3号 広尾町農業委員会の委員の任命について
- 10 同意第 4号 広尾町農業委員会の委員の任命について
- 11 同意第 5号 広尾町農業委員会の委員の任命について
- 12 同意第 6号 広尾町農業委員会の委員の任命について
- 13 同意第 7号 広尾町農業委員会の委員の任命について
- 14 同意第 8号 広尾町農業委員会の委員の任命について
- 15 同意第 9号 広尾町農業委員会の委員の任命について
- 16 同意第10号 広尾町農業委員会の委員の任命について
- 17 同意第11号 広尾町農業委員会の委員の任命について
- 18 議案第42号 工事請負契約の締結について
- 19 議案第43号 広尾町の自然環境や景観資源と再生可能エネルギー発電施設との調和に関する条例の制定について
- 20 議案第44号 広尾町職員給与条例の一部改正について
- 21 議案第45号 広尾町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 22 議案第46号 広尾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 23 議案第47号 広尾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○出席議員（13名）

1番 斎藤 弘 樹

2番 尾 矢 利 昭

3番 大 庭 克 彦

4番 雄 谷 幸 裕

5番 山 岸 謙 一
 7番 志 村 國 昭
 9番 萬亀山 ちず子
 11番 渡 辺 富久馬
 13番 堀 田 成 郎

6番 松 田 健 司
 8番 浜 野 隆
 10番 前 崎 茂
 12番 山 谷 照 夫

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長
 副 町 長
 兼 会 計 管 理 者
 兼 出 納 室 長
 総 務 課 長
 併 総 務 課 参 事
 併 総 務 課 主 幹
 併 総 務 課 主 幹
 併 総 務 課 主 幹
 企 画 課 長
 企 画 課 参 事
 住 民 課 長
 保 健 福 祉 課 長
 兼老人福祉センター所長
 地域包括支援センター長
 健康管理センター長
 保健福祉課子育て支援室長
 兼子育て世代包括支援センター長
 認定こども園ひろお保育園長
 認定こども園ひろお保育園副園長
 豊 似 保 育 所 長
 兼子育て支援センター所長
 兼放課後児童クラブ所長
 特別養護老人ホーム所長
 兼養護老人ホーム所長
 養 護 老 人 ホ ー ム 次 長
 兼 特 定 介 護 事 業 所 長

田 中 靖 章
 及 川 隆 之
 室 谷 直 宏
 室 谷 直 宏
 室 谷 直 宏
 木 村 正 樹
 影 山 考 基
 坂 田 邦 昭
 北 山 誠
 鎌 田 慎
 三 上 昌 樹
 柏 崎 弥 香 子
 山 畑 裕 貴
 山 畑 裕 貴
 美 藤 知 純
 木 下 慶 太
 今 村 正 樹
 今 村 正 樹
 舩 田 光 恵
 三 上 麻 夕
 小 村 和 徳
 三 上 麻 夕
 今 村 正 樹
 金 石 輝 義
 金 石 輝 義
 佐 藤 寛 光
 金 石 輝 義

農 林 課 長	安 岡 伸 弘
兼 町 営 牧 場 長	安 岡 伸 弘
水 産 商 工 観 光 課 長	山 田 雅 樹
建 設 水 道 課 長	楠 本 直 美
建 設 水 道 課 長 補 佐	川 崎 幸 一
兼 下 水 終 末 処 理 セ ン タ ー 長	楠 本 直 美
港 湾 課 長	宝 泉 大
港 湾 課 長 補 佐	須 田 圭 一

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 長	山 岸 直 宏
管 理 課 長	三 浦 弘 樹
兼 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	三 浦 弘 樹
社 会 教 育 課 長	村 中 晃 央
兼 図 書 館 長	村 中 晃 央
兼 海 洋 博 物 館 長	村 中 晃 央

〈 選 挙 管 理 委 員 会 〉

委 員 長	(19) 田 ② 行
併 書 記 長	室 谷 直 宏

〈 監 査 委 員 〉

代 表 監 査 委 員	澤 田 佳 幸
併 書 記 長	沖 田 一 美

〈 公 平 委 員 会 〉

委 員 長	鈴 木 孝 俊
併 書 記 長	室 谷 直 宏

〈 農 業 委 員 会 〉

会 長	大 森 康 雄
事 務 局 長	寺 井 真

○出席事務局職員

事 務 局 長	沖 田 一 美
事 務 局 次 長	佐 藤 直 美

月 龍 所 別 補 事 主 係 務 総

開会 午後 1時00分

◎開会の宣告

- 1、議長（堀田） ただいまから、令和8年第2回広尾町議会定例会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、山岸謙一議員、11番、渡辺富久馬議員を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

- 1、議長（堀田） 日程第2、諸般の報告を行います。
6月12日に議会運営委員会が開催され、報告書はお手元に配付しておりますので、委員会報告は省略します。
次に、議会の動向ですが、各自お手元に配付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。
次に、本定例会に、町長から報告2件、同意11件、議案13件を受理しております。ほかに、議会から意見書案4件を受理しております。
次に、説明員の出席につきましては、別紙一覧表のとおり委任・嘱託の申出のあった関係者の出席を求めています。
次に、監査委員より令和8年2月から4月までの例月出納検査の報告があり、報告書は各自お手元に配付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。
一般質問は5人の議員から通告があり、6月18日に行います。
以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定について

- 1、議長（堀田） 日程第3、会期の決定についてを議題とします。
この件は、さきに議会運営委員会が開催され、審査結果については配付した報告書のとおりであります。
本件に対する委員会の報告は、本日17日から6月22日までの6日間とするものです。
お諮りします。委員会の報告のとおり会期は本日17日から22日までの6日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日17日から6月22日までの6日間とすることに決しました。

◎日程第4 行政報告

1、議長（堀田） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありますので、発言を許します。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 令和8年第2回広尾町議会定例会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

行政報告をさせていただきます。

初めに、1点目の令和7年度一般社団法人広尾町水産加工排水処理公社の決算状況についてであります。

令和7年度の決算状況は、排水処理量が2万3,984立方メートル、稼働日数は365日となっております。

収支の状況であります。収入金額1,872万7,552円に対し、支出金額1,750万4,815円で、差引き122万2,737円が当期剰余金となったところであります。

次に、2点目の令和7年国勢調査の速報値についてであります。

令和7年10月1日を基準日として実施された国勢調査につきまして、本年5月29日に速報値が公表されましたので、ご報告をいたします。

本町の人口と世帯数につきましては、人口が5,506人、世帯数が2,729世帯という結果となりました。令和2年の前回調査の確定値と比較しますと、人口は881人の減、率にして13.79%の減少、世帯数は268世帯の減、率にして8.94%の減少となったところであります。

次に、3点目の工事請負契約の締結についてであります。

工事名は、栄町団地公営住宅外壁等改修工事であります。

契約の相手方は、広尾郡広尾町並木通東2丁目151番地3、株式会社畑下組、代表取締役高橋正幸であります。

契約額は2,970万円でありまして、工期は令和8年6月9日から令和8年9月30日までであります。

工事の概要であります。施工場所は丸山通南2丁目1でありまして、工事の内容は、長寿命化改善に伴う栄町団地公営住宅4号棟の外壁を改修するものであります。

指名業者等の状況についてであります。株式会社畑下組、アカイシ建設株式会社、萩原建設工業株式会社、川田工業株式会社の4業者をもって入札を行いまして、落札率は98.3%であります。

次に、4点目の火災の発生についてであります。

令和8年第2回臨時会以降、1件の火災が発生しておりますので、その発生状況について報告いたします。

5月30日土曜日午前6時29分、丸山通北7丁目におきまして、作業倉庫1棟と内部の収容物を全焼する建物火災が発生しております。出火原因及び損害額につきましては、現在調査中であります。

この火災で消防職員16名、消防団員21名、常備、非常備車両計6台が出動し、午前8時30分に鎮圧、午後12時20分に鎮火しております。

次に、5点目の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金についてであります。

令和8年6月5日付で重点支援地方交付金1,000億円が計上された国の補正予算が成立し、本町に対しても交付限度額が示されましたので、報告いたします。

推奨事業メニュー分は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し支援を行う事業でありまして、交付限度額は616万3,000円であります。国からは、早急に国民の生活支援を行うために可能な限り早期の予算化を検討するよう通知があったところでありまして、事業の内容につきましては現在検討中であります。詳細が決定次第、補正予算を提案させていただきます。

以上、行政報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 以上で、行政報告を終わります。

暫時休憩します。

午後 1時08分 休憩

午後 1時08分 再開

再開します。

ただいまの行政報告に対する質問は、18日の一般質問時に発言を許しますので、本日午後4時までに、または散会后2時間以内に具体的内容を記載した文書をもって通告願います。

◎日程第5 報告第4号

1、議長（堀田） 日程第5、報告第4号 令和7年度広尾町一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告を行います。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 報告第4号 令和7年度広尾町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

議案1ページであります。

令和7年度広尾町一般会計繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告をさせていただくものであります。

2ページをお願いいたします。

別紙の繰越計算書であります。

2款3項、事業名、戸籍附票システム改修委託料ほか10事業でありまして、合計金額及び翌年度繰越額は同額の2億3,426万9,000円でありまして、財源の内訳につきましては、おのあの記載のと

おりであります。

以上、報告させていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これより質疑に入ります。本件に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

これをもって報告第4号 令和7年度広尾町一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

◎日程第6 報告第5号

1、議長（堀田） 日程第6、報告第5号 株式会社広尾産業流通振興公社の経営状況についての報告を行います。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 報告第5号 株式会社広尾産業流通振興公社の経営状況についてご説明申し上げます。

株式会社広尾産業流通振興公社における広尾町の持ち株は130株であり、全株式220株の2分の1以上の出資比率であることから、地方自治法第243条の3第2項の規定により、経営状況に関する書類を提出するものであります。

広尾町の意見といたしましては、令和7年度決算に関する書類は的確であり、また、令和8年度事業計画及び予算については、適切であると認めたところであります。

令和7年度は、ふるさと納税返礼品の品目拡大による申込件数増加の影響から、対前年比167.1%の3,306万5,095円の売上げがあったところであり、純利益が7万9,787円となり、次期繰越利益金は605万6,448円となったところであります。

今後におきましても、設立目的に沿って一層努力するよう指導監督をしまいたいと考えているところであります。

なお、経営状況の詳細につきましては、担当課長より補足説明をいたさせます。

以上、報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

山田水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（山田） それでは、株式会社広尾産業流通振興公社の経営状況につきまして、補足説明をさせていただきます。

別冊でお配りしています令和7年度（第43期）事業報告書をお手元をお願いします。

1ページをお願いします。

1の会社の概要についてであります。

発行株式総数は1株5万円で発行株式総数220株、資本金は1,100万円となっております。

持ち株数の内訳につきましては広尾町ほか3団体で、記載のとおりとなっております。

次に、2の令和7年度事業状況報告についてであります。

令和7年度におきましては、主にふるさと納税寄附申込みの増加に伴い、売上げも増加となりました。対前年比167.1%、3,306万5,095円の売上げから、当期純利益が7万9,787円となったところであります。

1)、物産販売事業につきまして、販売に適した品物が用意できず、昨年に引き続きカタログ販売については未実施でしたが、通年で流通のある取引先への卸販売や町内外の個人や団体に対する販売を継続して行いました。

次に、2)、新商品開発事業につきましては、町内外の事業所との連携により、シーフードミックスや大トロイワシ、タラを使用したピザですとか、オオズワイガニの甲羅盛りなど、地場産品を生かした商品開発に取り組みました。

次に、3)、ふるさと納税返礼品につきましては、主力である水産品に加え、酪農品などの品目を増加させ、216種類の品数を用意し、前年度の約200%である5,669個、2,843万8,000円の売上げがありました。

2ページをお願いします。

令和7年度（第43期）決算報告についてであります。

3ページをお願いします。

令和7年度末の貸借対照表であります。表の右から2列目の決算額のみを説明させていただきます。

まず、資産の部でございます。Ⅰの流動資産からⅢの繰延資産までの資産の部合計、一番下段になりますが、2,328万8,836円となるものであります。

次に、4ページをお願いします。

負債の部であります。Ⅰの流動負債の未払金、未払法人税等、未払消費税の負債の部合計が123万2,388円となっております。

純資産の部につきましては、Ⅰの株主資本からⅢ、新株予約権までの合計、下から2行目の2,205万6,448円となるものです。

したがって、負債、純資産の部合計が前ページの資産の部合計2,328万8,836円と同額となるものであります。

次に、5ページをお願いします。

損益計算書であります。

Ⅰの売上高が3,306万5,095円となりました。

次に、Ⅱの売上原価ですが、商品仕入高が2,090万6,354円、売上総利益は1,215万8,741円となりました。売上総利益からⅢの販売費及び一般管理費の1,187万1,023円を差し引いた営業利益につきましては28万7,718円となり、これにⅣの営業外収益8,413円を加えた経常利益が29万6,131円とな

るものです。これに特別利益と特別損失を計算しまして、下から３行目にあります税引前当期純利益28万5,787円に法人税、住民税及び事業税の20万6,000円を差し引いた額7万9,787円が当期純利益となったものでございます。

次に、６ページをお願いします。

販売費及び一般管理費の計算内訳でございまして、決算額は1,187万1,023円であり、内訳については記載のとおりとなっております。

次に、７ページをお願いします。

令和７年度末の財産目録となります。

資産の部であります、Ⅰの流動資産とⅡの固定資産を加えた資産の部合計は2,328万8,836円となっております。

８ページをお願いします。

負債の部であります。Ⅰの流動負債合計が123万2,388円となっており、資産の部合計額から負債の部合計額を差し引いた2,205万6,448円が差引正味財産となるものでございます。

次に、９ページにつきましては、決算報告書監査に関する意見書でございまして、ご確認ください。

10ページをお願いします。

剰余金処分の承認についてであります。

１）の１、前期繰越利益金が597万6,661円でありまして、当期の純利益7万9,787円を加え、605万6,448円を次期繰越利益金とするものでございます。

11ページをお願いします。

令和８年度事業計画についてであります。

８年度につきましては、１の物産販売事業としまして、通年販売できる商品の開発にも取り組みながら、現在の取引先との信頼関係構築、また、町観光協会など、町内の関係団体との協働から特産品のPRや販路の拡大を目指してまいります。２年間販売品の確保が難しく実施できなかったカタログ販売につきましては、先方との関係性の継続や、実施方法など引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、２の新商品開発事業につきましては、研究機関や町内水産加工業者をはじめ、町外のお客種と連携し、魚介類等を主体として、町内原材料を取り込んだ新商品の開発に引き続き取り組んでまいります。

３のふるさと納税返礼品につきましては、より一層の品ぞろえの充実、また、期間限定品や定期便など、顧客ニーズに寄り添った商品の発掘に取り組んでまいります。

12ページをお願いします。

事業計画に伴う収支予算であります、表の中の１、純売上高は、魚介類商品を主体とした販売、ふるさと納税返礼品の売上げにより、昨年度決算の実績から売上増加分を積算し、令和８年度は売上高4,300万円を見込み、売上原価2,880万円、一般管理費1,350万円を差し引きした70万円を経常利益と見込んでいます。営業外利益を1万円と見込み、経常利益を71万円とし、法人税、住民税を引いて純利益50万7,000円を見込んだ収支計画とするものであります。

最後の13ページにつきましては、役員の状況を記載しております。

以上で、補足説明とさせていただきます。

1、議長（堀田） これより質疑に入ります。本件に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

これをもって報告第5号 株式会社広尾産業流通振興公社の経営状況についての報告を終わります。

◎日程第7 同意第1号～日程第17 同意第11号

1、議長（堀田） 日程第7、同意第1号 広尾町農業委員会の委員の任命についてから日程第17 同意第11号 広尾町農業委員会の委員の任命についてまでの11件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 同意第1号から同意第11号までの広尾町農業委員会委員の任命について、一括して提案理由を申し上げます。

本案は、広尾町農業委員会委員が本年7月19日をもって任期満了となることから、その後任の委員を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

委員の選出に当たり、3月23日から4月27日までの期間に募集を行い、定数11名に対して、団体推薦等を含む11名の応募がありました。その後、5月8日に候補者選考委員会を開催し、11名の委員候補者の選出を行いました。

議案資料に今回同意を求めます候補者を一覧にしておりますので、資料で説明を申し上げます。

議案資料の1ページをお願いいたします。

初めに、同意第1号であります。広尾町字野塚13線57番地の坂本周太郎氏であります。

次に、同意第2号、広尾町字紋別14線98番地の森大康氏であります。

次に、同意第3号、広尾町字野塚11線6番地の菊地亮太氏であります。

次に、同意第4号、広尾町字野塚8線77番地の澤田宏之氏であります。

次に、同意第5号、広尾町字野塚4線41番地の佐々木嘉行氏であります。

次に、同意第6号、広尾町字紋別21線125番地の岡本宏氏であります。

次に、同意第7号、広尾町字紋別17線84番地の相良誠氏であります。

次に、同意第8号、広尾町字紋別866番地の川崎正幸氏であります。

次に、同意第9号、広尾町字紋別839番地の田辺敏晴氏であります。

次に、同意第10号、広尾町字紋別16線38番地の中川精一氏であります。

最後に、同意第11号、広尾町東1条13丁目1番地の行木利江子氏であります。

委員の任期は、令和8年7月20日から3年間であります。

以上、同意第1号から同意第11号までの提案理由とさせていただきます。

ご審議の上、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件でありますので、広尾町議会の運営に関する基準に基づき、質疑及び討論を省略します。

これより採決します。

初めに、同意第1号 広尾町農業委員会の委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件は、提案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

次に、同意第2号 広尾町農業委員会の委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件は、提案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

次に、同意第3号 広尾町農業委員会の委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件は、提案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

次に、同意第4号 広尾町農業委員会の委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件は、提案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

次に、同意第5号 広尾町農業委員会の委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件は、提案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

次に、同意第6号 広尾町農業委員会の委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件は、提案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

次に、同意第7号 広尾町農業委員会の委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件は、提案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

次に、同意第8号 広尾町農業委員会の委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件は、提案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

次に、同意第9号 広尾町農業委員会の委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件は、提案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

次に、同意第10号 広尾町農業委員会の委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件は、提案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

次に、同意第11号 広尾町農業委員会の委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件は、提案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

◎日程第18 議案第42号

1、議長（堀田） 日程第18、議案第42号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 議案第42号 工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

本案は、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるとするも

のであります。

工事名につきましては、中広尾橋補修工事であります。

契約額は、5,874万円であります。

契約の相手方は、広尾郡広尾町公園通北2丁目1番地、拓殖工業株式会社、代表取締役西村司であります。

工事の概要であります。施工場所につきましては、字茂寄であります。

工事内容につきましては、橋りょう補修一式であります。

予定工期につきましては、本議会の議決の日の翌日から令和9年1月29日までであります。

指名業者等の状況についてであります。高堂建設株式会社南十勝支店、拓殖工業株式会社、株式会社畑下組の3業者をもって入札を行いまして、落札率は99.4%であります。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第42号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第43号

1、議長（堀田） 日程第19、議案第43号 広尾町の自然環境や景観資源と再生可能エネルギー発電施設との調和に関する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 議案第43号 広尾町の自然環境や景観資源と再生可能エネルギー発電施設との調和に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、広尾町における再生可能エネルギー発電施設と地域との調和を図るために必要な事項を定めるものであります。

主な内容につきましては、地球温暖化対策にも取り組みながら、広尾町の貴重な自然環境、景観資源、生活環境などを保全するため、再生可能エネルギー発電施設の設置に関し、禁止区域と抑制区域を設定するとともに、事業計画の内容を近隣住民等に説明し、理解を得て進めるなどの規定を設けるものであります。

詳細につきましては、副町長より補足説明をいたさせます。

議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

及川副町長。

1、副町長（及川） それでは、議案第43号について補足説明を申し上げます。

本条例は、7つの章、30条で構成しております。

議案17ページの前文では、この条例の必要性について町の考え方を宣言するような内容としております。

以降は、議案資料に沿ってご説明いたします。

議案資料2ページをお願いいたします。

初めに、1の目的であります。

広尾町の豊かな自然環境や良好な景観資源、安心安全な生活環境を守り、再生可能エネルギー発電施設と地域との調和を図るために必要な事項を定め、潤いのある豊かな地域社会の発展に寄与することを目的として、本条例を制定するものであります。

第2条では、幾つかの用語の定義を規定しておりますが、この議案資料の2では、第1号に規定する再生可能エネルギーの定義、3は、第6号及び第7号に規定する近隣住民等の定義であります。第6号では、発電出力50キロワット未満の発電事業の場合は事業区域の境界から100メートル以内を、発電出力50キロワット以上の発電事業の場合は事業区域の境界から300メートル以内を近隣区域として規定しております。

次に、3ページをお願いいたします。

4の基本理念ですが、2項目挙げております。

1つ目が、自然環境や景観資源は、先人から引き継がれたかけがえのない財産であり、町民の意向も踏まえて保全、活用を図らなければならないとするものです。

2つ目が、地域と調和した再生可能エネルギーの導入を促進し、ゼロカーボンシティの実現を目指すとするものです。

次の5が禁止区域であります。

禁止区域とは、発電事業の事業計画に含めてはならないとする区域でありまして、急傾斜地崩壊危険区域のほか、国の法令等に基づく指定区域を禁止区域としております。

次の6が抑制区域であります。

抑制区域とは、発電事業の事業計画に含めないよう求めることができる区域でありまして、3項

目規定しております。

1つ目が、広尾町立地適正化計画に定める居住誘導区域であります。広尾町が令和7年度に策定した立地適正化計画に定める居住誘導区域を抑制区域としております。

2つ目が、広尾町森林整備計画に定める公益的機能別施業森林または木材等生産林に設定されている森林区域であります。何らかの役割を担った森林区域を抑制区域としております。

3つ目が、国立公園の境界から1キロメートル以内の区域を抑制区域としております。

次の7が、適用を受ける事業であります。

まず、(1)の抑制区域につきましては、発電出力が10キロワット以上の施設を規制の対象とするものであります。

(2)のその他の区域につきましては、事業区域の面積が1,000平方メートル以上の施設を規制の対象とするものであります。

次の4ページの上段の米印のところになりますが、いずれの区域にも共通する事項といたしまして、ただし、建築物の屋根、壁面、屋上に設置する太陽光発電事業や建築物と併設され、主にこの建築物で自家消費を目的として整備される再生可能エネルギー発電事業、また、農業を営む者が当該農業経営を継続するために必要な家畜排せつ物の処理を目的として設置するバイオマス発電事業は、規制の対象外としております。

次の8が手続であります。

(1)の事前協議から(11)の公表まで、それぞれ必要な手続や時期を第11条から第27条までに規定しております。

次の9が維持管理であります。

事業者は、事業区域内を常時安全かつ良好な状態となるよう維持管理しなければならないとしております。

5ページをお願いいたします。

10が解体等費用の確保であります。

発電出力が1,000キロワットを超えるメガソーラー事業を行う事業者に対し、解体等費用の確保を求めるための規定となります。費用確保のイメージを図で示しておりますので、ご参照願います。

最後に、11が施行期日等であります。

施行日は、条例の公布後、周知期間を経て令和8年8月1日としております。経過措置として、第11条に基づく事前協議、第12条に基づく近隣住民等への説明、第13条に基づく届出につきましては、施行日前に行うことができるとするものであります。

6ページ以降は、5月11日の議員協議会でご説明した以降変更した部分の対照表となります。各自ご確認をお願いいたします。

以上で、補足説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

4番、雄谷議員。

1、4番（雄谷） 2つほど確認させてください。

ご存じのとおり、釧路市は許可制で、白老町は届出制から許可制に改正されています。条例があることで抑止効果になると思うのですが、今後、後手後手に回らないように許可制への改正の準備を進めるお考えがあるのでしょうか。

2つ目は、役場には各種届によっていろんな情報が集まってくると思うのですが、現段階でこの条例の適用となる建設計画を把握しているか、していないか。している、していないだけで結構です。

以上です。

1、議長（堀田） 及川副町長。

1、副町長（及川） 今回この条例につきましては、許可制とはせず、届出制ということで整理をしております。許可制にするためには、許可基準を設定する必要もありますし、審査をするに当たっては、我々職員だけでは専門性がありませんので、例えば外部の有識者を参加させた委員会を設けたりするなど、審査体制を構築するのに時間がかかるということもあります。今回は早期の条例制定を優先して進めてまいりましたので、届出制を採用したところではあります。届出制については、事前協議や指導、助言、勧告に従わない場合の公表の規定も設けておりますので、もし不適切な事業計画が上がってきたときには、一定の抑制効果があると考えております。

今後、改正の準備をということではありますが、まず届出制を施行してみて、問題があればその辺も検討の余地があるかなと思っております。

2点目のこの条例の適用になる計画を把握しているかどうかという部分については、1社ほどそういう話があります。

以上です。

1、議長（堀田） 10番、前崎議員。

1、10番（前崎） 今回、提案されている条例について、第2章で設置規制区域等ということで第8条では禁止区域、第9条では抑制区域という区分けがされておりますけれども、今、宮城県とか青森県、それから岡山県の美作市、ここで大規模再エネ発電事業者、いわゆるメガソーラーに対して営業利益の20%を課税する法定外目的税、これを条例化しておりますけれども、一般的にはこれが一番抑制効果があるというふうに言われていますけれども、本町のこの条例の制定に当たって、こういったことは検討されたのかどうか、それについてお答えいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 及川副町長。

1、副町長（及川） 検討しておりません。

1、議長（堀田） ほかに。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第43号 広尾町の自然環境や景観資源と再生可能エネルギー発電施設との調和に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第44号～日程第21 議案第45号

1、議長（堀田） 日程第20、議案第44号 広尾町職員給与条例の一部改正についてと日程第21、議案第45号 広尾町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についての2件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 議案第44号 広尾町職員給与条例の一部改正について及び議案第45号 広尾町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についての2件を一括して提案理由を申し上げます。

本案2件は、職員の時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務に対して支給する超過勤務手当について、労働基準監督署からの勧告に基づき、支給額の算定に用いる勤務1時間当たりの給与額の基礎となる給与に特殊勤務手当及び宿日直手当を算入するため、所要の改正を行うものであります。

議案資料の12ページ、13ページに各条例の新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどご確認をいただければと思います。

議案の34ページにお戻りをいただきます。

附則であります。

第1項で、本改正条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用したいとするものであります。

第2項は、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなすとするものであります。

なお、附則の内容は、議案第45号についても同様の内容となっております。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案2件に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。議案第44号 広尾町職員給与条例の一部改正についてと議案第45号 広尾町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についての2件を一括して討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第44号と議案第45号の2件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案2件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案2件は討論を省略します。

これより議案第44号 広尾町職員給与条例の一部改正についてと議案第45号 広尾町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についての2件を一括採決します。

お諮りします。本案2件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案2件は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第46号～日程第23 議案第47号

1、議長（堀田） 日程第22、議案第46号 広尾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてと日程第23、議案第47号 広尾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての2件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 議案第46号 広尾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について及び議案第47号 広尾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての2件について、一括して提案理由を申し上げます。

初めに、38ページの議案第46号であります。

本案は、令和8年2月に児童福祉法等の一部を改正する法律が公布され、関係法令が改正されたことに伴い、本町の関係条例において引用している箇所について所要の改正を行うものであります。

内容であります。満三歳以上限定小規模保育事業の創設に伴い、当該事業に係る規定の整備並びに所要の改正を行うものであります。

次に、議案第47号であります。

47ページであります。

本案は、児童福祉法の一部を改正する法律並びに家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、本町の関係条例において引用している箇所について所要の改正を行うものであります。

内容であります。小規模保育事業A型等において、理学療法士等を1人に限り保育士とみなすことができるものであり、その場合には、保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならないとする規定を設けるものであります。

また、先ほど議案第46号で説明いたしました満三歳以上限定小規模保育事業に係る所要の改正を併せて行うものであります。

本改正条例2件は、附則において公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用するものであります。

なお、詳細につきましては、担当室長から補足説明をいたさせます。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

今村保健福祉課子育て支援室長。

1、保健福祉課子育て支援室長（今村） 議案第46号及び議案第47号について補足説明をさせていただきます。

議案資料の16ページをお願いします。

条例2件の改正概要であります。1つ目は、3歳から5歳までの子どものみを対象とする小規模保育事業の創設であります。こちらについては、議案第46号、議案第47号に係るものであります。

制度の現状であります。小規模保育事業は19人以下の利用定員で、ゼロ歳から2歳までの子どもを対象に保育を行う事業でありまして、3歳から5歳までの子どもについては、保育の体制整備の状況、その他の地域の事情を勘案して受入れすることも可能となっております。

今回の改正で、新たに3歳から5歳までの子どものみを対象とする小規模保育事業を実施できるように改正するものであります。

2つ目は、特定理学療法士等のみなし保育士化であります。こちらについては、議案第47号に関わるものであります。

制度の現状であります。保育所の職員として、保健師、看護師または准看護師を1人に限り保

育士とみなすことを可能としたものであります。

今回の改正で、新たに理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの専門職を1人に限り保育士とみなすことを可能とするものであります。

参考として、議案資料の17ページから18ページにこども家庭庁から発出されているものを添付しているとともに、議案資料の19ページから37ページまで議案第46号の新旧対照表、議案資料38ページから44ページまで議案第47号の新旧対照表で記載しているとおり、関係する箇所を改正するものであります。

以上で、補足説明とさせていただきます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案2件に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。議案第46号 広尾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてと議案第47号 広尾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての2件を一括して討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第46号と議案第47号の2件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案2件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案2件は討論を省略します。

これより議案第46号 広尾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてと議案第47号 広尾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての2件を一括採決します。

お諮りします。本案2件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案2件は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

1、議長（堀田） 以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

明日18日は、午前10時から本会議を開きます。

なお、議事日程は当日配付しますので、ご了承願います。

本日は、これにて散会します。

散会 午後 1時53分